

一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、支部を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第74条に基づく団体として、宅地建物取引に係る一般消費者の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を推進するための事業を行い、公益の増進に寄与すること並びに宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 宅地建物取引に関する相談所の設置及び運営に関する事業
 - (2) 宅地建物取引の知識の普及啓発及び宅地建物取引業者の情報提供に関する事業
 - (3) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物の流通の円滑化に関わる指定流通機構への参画及び不動産流通情報システムの運用に関する事業
 - (4) 宅地建物取引に関する研修会及び宅地建物取引業法に基づく法令遵守指導に関する事業
 - (5) 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者の講習等専門的資質の向上に関する事業
 - (6) 防犯対策等地域社会の健全な発展に協力する事業
 - (7) 消費者への宅地建物取引業に関する啓蒙活動に関する事業
 - (8) 関係行政機関その他関係団体との協力に関する事業
 - (9) 会員の品位及び資質の向上を図るための指導及び連絡に関する事業
 - (10) 会員業務支援事業に関する事業
 - (11) 関係機関からの事務受託に関する事業
 - (12) 岩手県不動産会館の貸与に関する事業
 - (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業は、岩手県において実施する。

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会の会員は、宅地建物取引業法第3条の規定により免許を受けた宅地建物取引業者であって、岩手県内に事務所を有し、かつ、本会の目的に賛同して入会した者とする。

- (1) 正会員 岩手県内に主たる事務所を有する者
 - (2) 準会員 岩手県内に従たる事務所を有する者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金)

第7条 本会の会員は、本会の事業活動の経費に充てるため、会員になろうとするときに、総会において別に定める額の入会金を支払わなければならない。

2 既に納めた入会金は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(会費)

第8条 本会の会員は、本会の事業活動の経費に充てるため、総会において別に定める額の会費を毎年納付しなければならない。

2 既に納めた会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その総会開催日の1週間前までに、当該会員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条第1項に規定する会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき
- (4) 第5条第1項に規定する会員資格を失ったとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第17条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会に出席した正会員のうちから、総会において選任された議事録署名人2人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上 25名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、7名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事を法人

法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員のうちから選任する。ただし、監事のうち 1 名は会員以外から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- 6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(退任)

第 27 条 役員は、退任しようとするときは、会長に届けなければならない。

(役員解任等)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

- 2 理事及び監事は、第 5 条第 1 項に規定する会員資格を失ったときは、その資格を喪失する。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第 30 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる役員同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、法人法第 115 条第 1 項の規定により、その任務を怠ったことによる同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、外部監事との間で、理事会の決議により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第 31 条 本会に、任意の機関として、1 名の名誉会長、若干名の顧問及び若干名の相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は会長が推薦し、委嘱及び解職は、理事会において決議する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の任期は、1 年とする。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役の報酬の額は、理事会の決議を経て別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集及び開催)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の規定の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 41 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号から第 3 号までの書類についてはその内容を報告し、第 4 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

ただし、公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 44 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 46 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るために、理事会の決議により、必要な委員会を設置することができる。

2 委員会の種類、任務及び運営に関しては、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 事務局

(設置)

第 47 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 事務局の構成、職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 12 章 雑 則

(施行規則及び諸規程)

第 48 条 この定款の施行について必要な規則及び諸規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第 49 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 本会の最初の代表理事は多田幸司とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注 設立登記日：平成 25 年 4 月 1 日)

本写しは原本と相違ありません。

平成 25 年 5 月 28 日

代表理事 多 田 幸 司